

令和6年度 沖縄県薬事審議会 議事要旨

- 1 日 時：令和7年2月13日（木）14：00～15：00
- 2 場 所：沖縄県庁 5階 第1会議室及びWEB
- 3 出席者：8名

沖縄県薬事審議会委員

会 長	前濱	朋子（一般社団法人沖縄県薬剤師会 会長）
委 員	中村	克徳（琉球大学病院 薬剤部 部長）
委 員	金子	智之（一般社団法人沖縄県歯科医師会 理事）
委 員	平良	孝美（公益社団法人沖縄県看護協会 会長）
委 員	村田	美智子（一般社団法人沖縄県薬剤師会 理事）
委 員	秋信	裕一（沖縄県医薬品卸業協会 会長）
委 員	親泊	康行（一般社団法人沖縄県医薬品登録販売者協会 会長）
委 員	波平	道子（一般社団法人沖縄県女性連合会 副会長）

4 審議会次第

・議事

- （1）地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定状況について
- （2）医薬品販売制度における法令遵守に向けた取組等について
- （3）大麻取締法の改正について
- （4）医薬品医療機器等法の改正について
- （5）その他

5 審議会内容等

【議事1】地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定状況について

- ・事務局：地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の概要及び役割について、資料を用いて説明。地域連携薬局について、令和6年度に新規1件、令和5年度に新規申請を行った1薬局が返納手続きを行ったため、令和6年12月末現在で合計7薬局の認定となっている。また、専門医療機関連携薬局については、令和5年度に認定を取得した1薬局が認定要件である認定薬

剤師の設置が、人事異動により困難となり返納手続きを行ったことから、令和6年12月末現在で0となっていることを報告。

全国の認定状況について資料を用いて説明。沖縄県は、人口10万人当たりの薬剤師数が全国最下位となっており、慢性的な薬剤師不足の現状があることから、認定薬局の要件を満たすことが難しい状況であること、認定薬局の要件は満たせないものの、認定薬局に求められている役割に関する内容に取り組んでいる薬局が多くあることを説明。

- ・前濱会長：認定薬局の申請まではできていないが、各薬局とも認定薬局に準ずるよう業務に取り組んでいるところです。
- ・平良委員：全国の認定状況が一覧となっており、認定薬局の薬局数を追いかけているように見えますが、沖縄県では認定薬局の目標値のようなものを設定していますでしょうか。
- ・事務局：現在のところ、県において認定薬局の目標値は設定していない状況です。
- ・前濱会長：認定薬局を取得するには、学会に入って研修を受けなければならないものもあり、研修への参加に関する費用を県に補助していただいているところです。しかしながら、補助があっても薬局を離れることが難しく、途中で研修参加を断念している状況もあります。
- ・平良委員：看護協会の方でも、訪問看護ステーションは県内に300施設近くありますが、1施設当たりの看護師数が少ない、配置数が少ないといったことで、研修に出すことが困難な状況となっています。研修はWEBで対応できるものなのでしょうか。
- ・前濱会長：WEBでの研修もありますが、病院での実地研修もあり、その場合は薬局のオーナーさんの理解や協力も必要になってきます。
- ・平良委員：補助金があっても、それを活用することが難しい状況といったこともあるので、いろいろ考えていかないといけないですね。
- ・村田委員：地域連携薬局に関しては、必ずしも学会への参加は必要ないですが、月平均30件以上の情報提供を行う要件があり、ある月は達成できても毎月達成できるかというところで、どうにか10カ月達成できたとしても、なかなか要件を満たすことができなく、その繰り返しになってしまっている。認定薬局は2種類あるが、いずれも要件を満たすことは難しい状況です。

【議事2】医薬品販売制度における法令遵守に向けた取組等について

- ・事務局：厚生労働省が実施している「令和5年度医薬品販売制度実態把握調査結果」について報告。全国的には「濫用等のおそれのある医薬品を複数

購入しようとしたときの対応について」、「第1類医薬品販売において情報提供された内容を理解したかどうか等の確認の有無」について、前回調査時よりも改善が見られたが、「指定第2類医薬品の注意喚起の状況」は遵守率が低下している状況。沖縄県内では、「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応について」の不遵守率が、令和4年度調査で22.9%であったところ令和5年度は15.8%と改善が見られた。調査結果で不遵守となった施設については、管轄保健所が立ち入り調査を行い、法令遵守の状況や適切な販売方法について指導を行ったことを説明。また、濫用等の恐れのある医薬品について、コデイン等一部の成分を含む製剤のうち、従来は「鎮咳去痰薬」のみの製剤に限定していたが、現在は限定が外され、これらの有効成分を含有する製剤は全て対象となり、指定範囲が拡大したことを説明。全国的に若年者による市販薬の過量服用が問題となっており、沖縄県内においても教育現場で問題視されていることから、啓発チラシ等を作成し医薬品の適正使用に関する取り組みを行っていることを説明。また沖縄県警において、過量服薬による少年の非行防止対策に関する文書を沖縄県薬剤師会や、沖縄県医薬品登録販売者協会を通して県内施設に対策依頼を行っていることを説明。

- ・金子委員：調査結果で不遵守となった施設は、県民に公開しているのでしょうか。公開されている場合は、逆手に取って市販薬を大量に買いに行くことが懸念されるため、公開の有無について質問しました。
- ・事務局：調査結果で不遵守とされた施設について、店舗名は公表されていません。不遵守とされた施設に関しては、管轄保健所から立ち入り検査を実施し、法令遵守するよう指導を行っています。
- ・親泊委員：不遵守となった施設は、法律自体認識していなかったか、それとも法律は分かっているけれども遵守していなかったかといったところが、登録販売者協会としては気になっているところです。また、ドラッグストアは会社の方から、法令遵守を徹底されているところが多いのですが、調査のあった施設はチェーン店なのか個人店なのかをお聞きしたいです。
- ・事務局：調査対象となる施設は、厚生労働省から委託を受けた調査会社の方が、大規模チェーン店、個人店から抽出して、実際に医薬品を購入する形で調査を実施しています。また、法律を認識しているかに関してですが、不遵守とされた施設には管轄保健所が立ち入り調査を行い、指導を行っています。仮に法令を認識していなかった場合については、法令等の指導を行いますので、その段階で法令等を認識していただく形で、法令遵守に向けた改善を図っているという状況となっています。

- ・平良委員：医薬品の適正使用に関する啓発チラシなどは、沖縄県薬剤師会と沖縄県が一緒に作られたということで、とても良いことだと思っています。薬に関する知識を小さい頃から意識してもらうことが必要だと感じています。作成された啓発チラシの今後の活用方法などを教えてください。
- ・事務局：啓発チラシはホームページ等で公開しており、教育現場での活用をお願いしています。また、県薬剤師会にある学校薬剤師部会や沖縄県薬物乱用防止協会と連携し、学校で開催している薬物乱用防止教室の際に活用していただくこととしています。
- ・前濱会長：学校薬剤師に関連しますが、学校の現場もオーバードーズをととても意識しています。薬物乱用防止教室で、オーバードーズの部分を中心に説明して欲しいとの要望も多くあり、その際はこの啓発チラシを活用しています。また、沖縄県薬剤師会の方から各薬局に配布していますので、薬局内でポスターなど貼られていると思います。
- ・波平委員：私達の団体は、社会教育団体ですので、学校現場での薬物のこととても心配している状況です。子供たちにどのように薬物のことを考えてもらうか、どうにかしなければいけないと常に思っています。子供たちの置かれた立場に配慮しながら、良い方向に導いていけるよう私を含め、親も勉強していかなければならないと感じています。啓発資料を使いながら、何度も繰り返して、理解してもらうようにしなければいけないなと思っています。
- ・村田委員：現場で学校薬剤師をしている者としての感想ですが、養護の先生によるとオーバードーズは確かにあると言っています。ただ、どのように対応したら良いか、学校薬剤師に話していいのか、なかなか難しいと話していました。まだ、具体的な動きはしていないのですが、波平委員の話にありました何度も繰り返しということは、とても大事なことだと気づかされました。私が学校薬剤師になりたての頃は、学校でお薬の使い方を話す機会がありましたが、学校も忙しくなり、そのような依頼も少なくなってしまうしました。3年に1度の頻度ぐらいでお薬に関して話す機会を作っていけたらと感じました。
- ・前濱会長：学校薬剤師部会でも、お薬の授業ができるよう教育委員会と協力していきたいと思っています。コロナの影響で、生徒を集めて講演という機会が少なくなってしまうしましたが、WEBを活用しながら対応したいと思っています。いろいろな団体さんが連携できれば、とても良くなっていくと思います。活発な御意見等ありがとうございます。

【議事 3】大麻取締法の改正について

- ・ 事務局：大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律に基づく改正概要 3 つについて、資料を用いて説明。①欧米等では承認・使用されている大麻草由来医薬品である難治性てんかん治療薬「エピディオレックス」について、日本でも治験が開始されており、医療ニーズに対応する観点から、これまで旧大麻取締法では禁止されていた大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とする。②大麻等の施用罪の適用等に係る規定を整備し、大麻等を麻薬と位置づけ他の規制薬物と同様に罰則を適用する。③医薬品、CBD、バイオプラスチックなど大麻草の活用方法が変化しているに伴い、大麻草の栽培に関する規制を見直し、従来の伝統的な麻文化の継承に限らず産業用・医薬品製造用として的大麻草栽培制度を新設した。
- ・ 金子委員：沖縄県内で大麻が自然に育っていることはあるのでしょうか。また、沖縄県の方で大麻が自生していることを把握されているのでしょうか。
- ・ 事務局：県外の方では、大麻が自生しており麻の文化があります。一方で、沖縄県では麻の文化がないことから、大麻が自生していることはなく、仮に野外で大麻が生えていた場合それは違法に栽培されたもの、ということになります。実際に栽培されている情報があつた場合は、警察や麻薬取締官と一緒に抜去して処分します。また、栽培場所を定期的にパトロールし、再び栽培されることがないように対策することになります。

【議事 4】医薬品医療機器等法の改正について

- ・ 事務局：厚生労働省の方で検討が進められている医薬品医療機器等法の改正について、概要等を説明。濫用等のおそれのある医薬品の販売方法の厳格化がなされること、具体的には 20 歳未満への大容量製品の販売や複数個の販売を禁止、陳列場所に関して、現在は情報提供場所から 7 メートル以内となっているところを、顧客の手の届かない場所への商品陳列又は継続的に配置された専門家から目の届く範囲への陳列に変わることを説明。

【議事 5】その他

特になし